

計画参考 21 名古屋市災害救助基金条例（令和2年3月25日 条例第15号）

（設置の目的）

第1条 災害救助法（昭和22年法律第11号）第21条第1項に規定する費用の支弁の財源に充てるため、名古屋市災害救助基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、歳入歳出予算に定めるところによる。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（益金の処理）

第4条 基金から生ずる収益は、この基金に編入するものとする。

（運用）

第5条 市長は、必要があると認めるときは、基金に属する現金を確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて運用することができる。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

計画参考 22 災害救助法に基づく救助に係る委託に関する契約（日本赤十字社愛知県支部、愛知県）

第1条 愛知県（以下「県」という。）及び名古屋市（以下「市」という。）（以下、この2者を「甲」という。）は、災害救助法（昭和22年法律第118号）（以下「法」という。）第16条に基づき、法が適用された災害時に甲が行う救助又はその応援の実施に関して必要な事項を、日本赤十字社愛知県支部（以下「乙」という。）へ委託する。

第2条 前条に規定する委託事項は、次に掲げるものとする。ただし、災害の状況により、委託事項の種類、内容及び範囲を広げる必要がある場合は、法第4条に規定される救助の範囲において、甲乙が協議の上、それを実施することが出来る。

(1) 避難所の設置に係る支援

ア 救援物資の配布や衛生管理対策を含めた生活環境の整備を行う。

イ 災害の発災直後における被災者の精神的なショック、避難生活による心労に対し、健康相談等のこころのケアを応急的に行う。

(2) 医療

ア 災害により医療の途を失ったものに対する応急的な処置とする。

イ 診察、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術その他の治療及び施術並びに看護を範囲とする。

(3) 助産

ア 災害発生の日の以前及び以後7日以内に分べんした者であって、災害により助産の途を失ったものに対する処置とする。

イ 分べんの介助、分べん前後の処置及び脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給を範囲とする。

(4) 死体の処理

ア 災害により死亡した者に対する必要に応じた処理とする。

イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置及び検案を範囲とする。

2 前項各号に規定する委託事項の実施期間等は、甲乙が協議して定める。

3 乙が前項に規定する委託事項を実施する範囲は、甲において法を適用する災害又は甲が他の都道府県又は法第2条の2に規定する他の救助実施市（以下「他の都道府県等」という。）が実施する救助に対してその応援を必要とする災害とする。

4 甲は、乙が実施する委託事項について、これを推進し援助するものとする。

5 甲は、委託事項の実施に関して、乙を指導監督できるものとする。

第3条 乙は、甲が法を適用した場合又は他の都道府県等の応援を実施する場合であって、甲が乙に救助又はその応援を要請した場合に、前条の規定による委託事項を実施する。

2 甲が行う前項の要請は、法が適用された災害時に、県の広域調整の下で行われるものとする。ただし、県による市の区域を含めた広域調整を要しない場合に限り、県又は市が要請するものとする。

第4条 乙が実施した委託事項に要した費用は、法第18条から第20条までの規定に基づき、乙がその費用のために集めた寄付金その他収入を控除した額を、乙からの請求により甲の各員がその負担すべき額に応じて乙に支弁する。

2 乙が本契約又は甲乙の協議により定めた委託事項の範囲を超えて実施した事項に係る費用は、乙の負担とする。ただし、災害の状況によっては、甲乙の協議の上、甲において負担することがあるものとする。

3 前項に規定する費用の区分、範囲及び算定の基準については、別表のとおりとする。

4 乙は、委託事項の費用を請求するときは、甲との調整のうえ、費用の負担先（県又は市）を明確に区分した上で、請求書（別紙様式）を作成し、提出する。

第5条 契約の実施に関して詳細な取り決めが必要となる場合は、甲乙が協議の上、本契約に基づき別途規定する。

第6条 本契約の効力は、本契約の締結後、市が法第2条の2に規定する救助実施市の指定を受け、法が適用された日から発生する。

第7条 本契約は、甲乙が協議の上、変更または解除することができる。

2 本契約に定めのない事項は、甲乙が協議して定めるものとする。

附 則

昭和24年6月11日付けで県と乙とが締結した「災害救助法による愛知県知事の行なう医療・助産の業務を日本赤十字社愛知県支部に委託することに関する協定」は、本契約の締結をもって廃止する。

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、甲と乙とが記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

令和2年3月18日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県
代表者 愛知県知事 大村 秀章

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市
代表者 名古屋市長 河村 たかし

乙 名古屋市東区白壁1丁目50番地
日本赤十字社愛知県支部
支部長 神田 真秋

別表

費用区分	範囲及び算定基準
人件費	委託事項の実施に従事した救護員の旅費、役務提供の対価に相当する費用（日本赤十字社の有給職員を除く。）、時間外手当及び深夜手当として、委託契約に定めた額によること。ただし、その定めのないときは、日本赤十字社内国旅費規則、同救護規則等第 28 条の規定による費用弁償に関する規程及び同時間外手当、深夜手当支給規定による又は準じて算定した額。
救助費	(1) 避難所の設置に係る支援 ・生活環境の整備のために使用した器物の購入費又は借上料等の実費 ・こころのケアのために使用した消耗品及び消耗材料等の購入費又は借上料等の実費 (2) 医療、(3) 助産 医療及び助産のために使用した薬剤、治療材料、衛生材料、医療器具破損修理等の実費 (4) 死体の処理 ・死体の洗浄、縫合、消毒等の処置の限度額は、内閣府告示「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」による。 ・検案の処置のために使用した材料、器具破損処理等の実費 (5) その他必要な事項 ・救護所設置のために使用した救護器材費、消耗機材費、建物等の借上料及び破損修理を含む損料の実費 ・その他、委託した事項の実施のために要した費用の実費
輸送費	委託事項の実施のために必要な輸送費についての当該地域における通常の実費
賃金職員等雇上費	委託事項の実施のために必要な賃金職員等雇上費についての当該地域における通常の実費
扶助金	委託事項の実施に従事した救護員（日本赤十字社の有給職員を除く。）が、業務上の理由により負傷し、疾病にかかり又は死亡したとき、その者又はその者の遺族に対し、日本赤十字社法第 32 条の規定によって支給した扶助金の額
事務費	委託事項の実施のための事務処理に使用した文房具等の消耗品費、通信運搬費等の実費

別紙様式

災害救助法第 19 条の規定による補償請求書

災害救助法第 16 条の規定による委託事項に基づき、災害に際して実施した救助（の
応援）に係る当社が支弁した費用に対する補償を同法第 19 条の規定により下記の通り
請求します。

年 月 日

日本赤十字社 愛知県支部長 氏 名 印

殿

- 1 請求金額 金 円也
支弁費用総額 円
寄付金その他の収入額 円

2 救助の種類及び期間

救助の種類	期 間	摘 要

- 3 支弁費用の明細
支弁費用明細書（別紙）のとおり

(別紙)

支弁費用明細書

区 分	金 額	備 考
1 人 件 費 (1) 旅 費 (2) 役 務 費 (3) 時間外手当及び深夜手当		日本赤十字社救護規則第 28 条の規定による費用弁償費を計上するものであること。
2 救 助 費 (1) 避難所の設置に係る支援 (2) 医 療 (3) 助 産 (4) 死 体 の 処 理 (5) その他必要な事項		
3 輸 送 費		
4 賃金職員等雇上費		
5 扶 助 金 (1) 療 養 扶 助 金 (2) 休 業 扶 助 金 (3) 障 害 扶 助 金 (4) 遺 族 扶 助 金 (5) 葬 祭 扶 助 金 (6) 打 切 扶 助 金		
6 事 務 費 (1) 消 耗 品 費 (2) 通 信 運 搬 費 (3) そ の 他		
合 計		

(注意)

この費用明細書の各費目の明細は内訳をとして添付すること。

計画参考 23 愛知県内広域消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、愛知県域内（以下「県内」という。）において大規模な災害等が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定市町等)

第2条 この協定は、県内の消防本部及び消防署をおいている市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「協定市町等」という。）相互間において締結するものとする。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、高層建築物火災又は危険物施設火災等の大規模な火災
- (3) 航空機災害又は列車事故等集団救急救助事故
- (4) その他前各号に掲げる災害のほか、火災等の災害又は救急業務を必要とする事故が発生し、応援が必要と判断されるもの

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、前条各号に規定する災害が発生した市町等（以下「要請市町等」という。）の消防機関の長が要請市町等の消防力及び近隣市町等の応援協定による消防力によっては、災害の防御又は救助等が著しく困難と認める場合は、第2条に規定する他の市町等（以下「応援市町等」という。）の消防機関の長に対して行うものとする。ただし、近隣市町等と応援協定を締結していない市町等の境界付近に火災等の災害又は救急業務を必要とする事故の発生を覚知したときは、当該応援の要請があったものとみなす。

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに別記様式を提出するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び状況
- (2) 必要とする人員、車両及び資機材等
- (3) 集結場所及び連絡担当者
- (4) その他必要事項

(応援隊の派遣)

第5条 応援市町等の消防機関の長は、前条の規定により応援要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとする。

2 応援市町等の消防機関の長は、前条の応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町等の消防機関の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 要請市町等における応援隊の指揮は、要請市町等の消防機関の長が応援隊の長に対して行うものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか次の区分によるものとする。

(1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職員及び消防団員の手当等に関する経費は、応援市町等の負担とする。

(2) 機械器具の大破損の修理、応援市町等の消防職員及び消防団員の死傷による災害補償等の重要事項に関する経費は、要請市町等の負担とする。

2 経費負担について疑義を生じた事項については、その都度、双方協議の上、決定するものとする。
(情報提供等)

第8条 協定市町等は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防情報等を相互に通知するものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施について必要な事項は、協定市町等の消防機関の長が協議して定めるものとする。

(協定市町等の変更に伴う取扱い)

第10条 市町の合併、消防広域化等により協定市町等に変更が生じた場合、当該変更後に消防を継承した協定市町等については、特段の申しでがない限り、この協定を引き続き締結しているものとして取扱う。

(疑義の協議)

第11条 この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協定市町等が協議の上、決定するものとする。

この協定は、平成15年4月1日から執行する。

平成2年3月12日締結の「愛知県下広域消防相互応援協定」は平成15年3月31日付けをもって廃止する。

この協定の証として本書41通を作成し、各自1通を保管する。

平成15年4月1日

計画参考 24 五都市消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、名古屋市、京都市、大阪市、堺市及び神戸市（以下「協定市」という。）が相互の消防応援体制を確立して、災害に対処することを目的とする。

(対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、次に掲げるものとする。

- (1) 地震による災害、風水害その他の大規模な自然災害
- (2) 高層建築物、危険物施設、林野等に係る大規模又は特殊な災害
- (3) 船舶、航空機、列車、自動車その他の交通機関に係る大規模又は特殊な災害
- (4) その他特異な消防活動を要する災害

(応援要請)

第3条 応援要請は、前条各号に規定する災害が発生した市（消防事務を受託している区域を含む。以下「受援市」という。）の消防長が受援市の消防力によっては、災害の防御、救助、救急活動等が著しく困難であると認める場合に、他の協定市（以下「応援市」という。）の消防長に対して行うものとする。

- 2 応援市は、災害の規模、状況等により、応援の必要があり、かつ、受援市が応援要請を行うことが特に困難であると認めた場合は、当該要請を待つことなく、応援することができるものとする。
- 3 応援市の消防長は、前項の規定による応援を行う場合は、その旨を速やかに受援市の消防長に通報するものとする。

(応援隊の派遣)

第4条 応援市の消防長は、前条第1項の応援要請を受けた場合は、業務に重大な支障がある場合を除き応援隊を派遣するものとする。

- 2 応援市の消防長は、前条第1項の応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに受援市の消防長に通報するものとする。
- 3 応援隊は、消防隊、救急隊、救助隊、指揮隊、航空隊その他の隊により必要に応じて編成するものとする。

(応援隊の指揮)

第5条 受援市における応援隊は、受援市の消防長の指揮の下に活動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援活動に要する経費の負担については、次の区分によるものとする。

- (1) 応援市において負担する経費
 - ア 応援職員の人件費
 - イ 燃料、資器材、食料、宿泊等の経費。ただし、受援市が調達したものは受援市の負担とする。
 - ウ 車両、航空機、資器材等の修理費
 - エ 応援職員の公務災害に係る災害補償費
- (2) 受援市において負担する経費

ア 受援市が応援市に対して特別に調達を要請した燃料、資器材、食料等の経費

イ 受援市の指揮下における活動中に発生した第三者に対する損害賠償及び損失補償に要する経費。ただし、応援市の重大な過失により発生した損害は応援市の負担とする。

2 前項各号に掲げるもの以外の経費の負担については、そのつど応援市及び受援市が協議のうえ、決定するものとする。

(実施細目)

第7条 この協定の実施について必要な事項は、協定市の消防長が協議のうえ、決定するものとする。

(疑義の協議)

第8条 この協定に規定していない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、そのつど協定市が協議のうえ、決定するものとする。

附 則

1 この協定は、平成24年3月1日から効力を生じる。

2 この協定の締結に伴い、平成18年9月1日名古屋市、京都市、大阪市及び神戸市において締結した四都市消防相互応援協定は廃止する。

3 この協定の成立を証明するため、正本5通を作成し、協定市の長が記名押印のうえ、各自1通を保管する。

平成24年4月1日

名古屋市長 河 村 たかし

京 都 市 長 門 川 大 作

大 阪 市 長 橋 下 徹

堺 市 長 竹 山 修 身

神 戸 市 長 矢 田 立 郎

計画参考 25 東京消防庁・名古屋市航空機消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、東京消防庁及び名古屋市（以下「協定都市」という。）に属する回転翼航空機及び乗組員（以下「航空隊」という。）に係る消防の相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(応援要請)

第2条 この協定に基づく応援要請は、協定都市の区域における次の各号に掲げる災害であつて、応援要請都市（以下「要請側」という。）の長又は消防長が前条に規定する協定都市の長又は消防長に行うものとする。

- (1) 水火災又は地震等の大規模特殊災害の発生により消防活動を必要とする災害
- (2) 要請側の長又は消防長が消防活動上特に必要と認める災害

(応援)

第3条 応援は、要請側の長又は消防長の要請によるものとする。

- 2 応援要請があつたときは、協定都市は、所掌業務、気象状況等により飛行に支障がある場合を除き、応援するものとする。

(応援隊の指揮)

第4条 応援隊は、要請側の長又は消防長の指揮の下に活動するものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に当たって要した経費のうち、人件費、消費燃料費等の通常経費（応援が長時間にわたる場合に要する経費を除く。）は、応援都市（以下「応援側」という。）の負担とし、その他の経費については、応援側と要請側が協議して定めるものとする。

(補則)

第6条 この協定に定めるもののほか、応援に関する必要事項は、別に定めるものとする。

(疑義の決定)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定都市が協議の上、決定するものとする。

(協定書の保管)

第8条 本協定を証するため、正本2通を作成し、協定都市で各1通を保管するものとする。

附 則

この協定は、平成8年2月1日から効力を生じる。

平成8年1月31日

東京消防庁消防長
消防総監 小 宮 多喜次

名古屋市
市長 西 尾 武 喜

計画参考 26 高速道路における消防相互応援協定区間 (1/17)

別表第 1

消防隊等を派遣する区間		第 1 次担当消防機関	第 2 次担当消防機関
境 (258.4K P) 豊川インターチェンジ (269.1K P) の区間	上り線	豊 川 市 消 防 本 部	新 城 市 消 防 本 部 豊 橋 市 消 防 本 部 岡 崎 市 消 防 本 部
	下り線	(浜 松 市 消 防 局)	
豊川インターチェンジ (269.1K P) 音羽蒲郡インターチェンジ (280.1K P) の区間	上り線	豊 川 市 消 防 本 部	新 城 市 消 防 本 部 豊 橋 市 消 防 本 部 岡 崎 市 消 防 本 部 豊 田 市 消 防 本 部
	下り線		
音羽蒲郡インターチェンジ (280.1K P) 岡崎インターチェンジ (292.9K P) の区間	上り線	岡 崎 市 消 防 本 部	新 城 市 消 防 本 部 豊 橋 市 消 防 本 部 豊 川 市 消 防 本 部 岡 崎 市 消 防 本 部 豊 田 市 消 防 本 部
	下り線	豊 川 市 消 防 本 部	
岡崎インターチェンジ (292.9K P) 岡崎インターチェンジ (293.5K P) の区間	上り線	豊 田 市 消 防 本 部	新 城 市 消 防 本 部 豊 橋 市 消 防 本 部 豊 川 市 消 防 本 部 岡 崎 市 消 防 本 部 豊 田 市 消 防 本 部
	下り線	豊 川 市 消 防 本 部	
岡崎インターチェンジ (293.5K P) 豊田ジャンクション (305.2K P) の区間	上り線	豊 田 市 消 防 本 部	豊 橋 市 消 防 本 部 豊 川 市 消 防 本 部 岡 崎 市 消 防 本 部 豊 田 市 消 防 本 部 尾 三 消 防 本 部
	下り線	岡 崎 市 消 防 本 部	
豊田ジャンクション (305.2K P) 豊田インターチェンジ (310.5K P) の区間	上り線	豊 田 市 消 防 本 部	豊 川 市 消 防 本 部 岡 崎 市 消 防 本 部 尾 三 消 防 本 部
	下り線		
豊田インターチェンジ (310.5K P) 東名三好インターチェンジ (315.4K P) の区間	上り線	尾 三 消 防 本 部	岡 崎 市 消 防 本 部 豊 田 市 消 防 本 部 尾 三 消 防 本 部 名 古 屋 市 消 防 局 尾 張 旭 市 消 防 本 部
	下り線	豊 田 市 消 防 本 部	
東名三好インターチェンジ (315.4K P) 東名三好インターチェンジ (315.9K P) の区間	上り線	名 古 屋 市 消 防 局	岡 崎 市 消 防 本 部 豊 田 市 消 防 本 部 尾 三 消 防 本 部 名 古 屋 市 消 防 局 尾 張 旭 市 消 防 本 部
	下り線	豊 田 市 消 防 本 部	
東名三好インターチェンジ (315.9K P) 名古屋インターチェンジ (325.0K P) の区間	上り線	名 古 屋 市 消 防 局	豊 田 市 消 防 本 部 尾 三 消 防 本 部 名 古 屋 市 消 防 局 尾 張 旭 市 消 防 本 部 春 日 井 市 消 防 本 部
	下り線	尾 三 消 防 本 部	
名古屋インターチェンジ (325.0K P) 名古屋インターチェンジ (325.6K P) の区間	上り線	名 古 屋 市 消 防 局	豊 田 市 消 防 本 部 尾 三 消 防 本 部 名 古 屋 市 消 防 局 尾 張 旭 市 消 防 本 部 春 日 井 市 消 防 本 部
	下り線	尾 三 消 防 本 部	

計画参考 26 高速道路における消防相互応援協定区間 (2/17)

消防隊等を派遣する区間		第1次担当消防機関	第2次担当消防機関
名古屋インターチェンジ (325.6K P) 守山スマートインターチェンジ (333.5K P)	上り線	名古屋市消防局	豊田市消防本部 尾三消防本部 名古屋市消防局 尾張旭市消防本部 春日井市消防本部 小牧市消防本部
守山スマートインターチェンジ (333.5K P) 守山スマートインターチェンジ (333.7K P) の区間	上り線	春日井市消防本部	
	下り線	名古屋市消防局	
守山スマートインターチェンジ (333.7K P) 春日井インターチェンジ (337.4K P) の区間	上り線	春日井市消防本部	
	上り線	春日井市消防本部	豊田市消防本部 尾三消防本部 名古屋市消防局 尾張旭市消防本部 春日井市消防本部 小牧市消防本部
春日井インターチェンジ (337.4K P) 春日井インターチェンジ (337.8K P) の区間	上り線	小牧市消防本部	
	下り線	名古屋市消防局	
春日井インターチェンジ (337.8K P) 小牧インターチェンジ (346.4K P) の区間	上り線	小牧市消防本部	
	下り線	春日井市消防本部	名古屋市消防局 春日井市消防本部 小牧市消防本部 岩倉市消防本部 一宮市消防本部
小牧インターチェンジ (346.4K P) 小牧インターチェンジ (346.9K P) の区間	上り線	一宮市消防本部	名古屋市消防局 春日井市消防本部 小牧市消防本部 岩倉市消防本部 一宮市消防本部
	下り線	春日井市消防本部	
小牧インターチェンジ (346.9K P) 一宮インターチェンジ (355.2K P) の区間	上り線	一宮市消防本部	
	下り線	小牧市消防本部	
一宮インターチェンジ (355.2K P) 一宮ジャンクション (358.8K P) の区間	上り線	一宮市消防本部	春日井市消防本部 小牧市消防本部 岩倉市消防本部 一宮市消防本部 稲沢市消防本部
	下り線		
一宮ジャンクション (358.8K P) 県境 (364.8K P) の区間	上り線	(羽島市消防本部)	
	下り線	一宮市消防本部	

注1 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害を覚知したときは、当該区間に対応する第1次担当消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

2 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害が第1次担当消防機関のみで処理できない災害であることを覚知したときは、当該区間に対応する第2次担当消防機関のうち災害地の直近の消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

備考 上表の第1次担当消防機関のうちかっこ書は、別に定める消防相互応援協定に基づく消防機関を示す。

別表第2

消防隊等を派遣する区間		第1次担当消防機関	第2次担当消防機関
小牧ジャンクション内	Dランプ	春日井市消防本部	名古屋市消防局 小牧市消防本部 岩倉市消防本部 一宮市消防本部
	上記以外のランプ	小牧市消防本部	名古屋市消防局 春日井市消防本部 岩倉市消防本部 一宮市消防本部
小牧ジャンクション (343.9K P) 小牧東インターチェンジ (337.1K P) の区間	上り線	小牧市消防本部	名古屋市消防局 春日井市消防本部 岩倉市消防本部 一宮市消防本部
	下り線		
小牧東インターチェンジ (337.1K P) 県境 (333.1K P) の区間	上り線	(多治見市消防本部)	名古屋市消防局 春日井市消防本部 小牧市消防本部 岩倉市消防本部 一宮市消防本部
	下り線		

注1 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害を覚知したときは、当該区間に対応する第1次担当消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

2 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害が第1次担当消防機関のみで処理できない災害であることを覚知したときは、当該区間に対応する第2次担当消防機関のうち災害地の直近の消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

備考 上表の第1次担当消防機関のうちカッコ書は、別に定める消防相互応援協定に基づく消防機関を示す。

別表第3

消防隊等を派遣する区間		第1次担当消防機関	第2次担当消防機関
名古屋インターチェンジ (0.0K P) 小幡インターチェンジ (6.3K P) の区間	外回り	名古屋市消防局	春日井市消防本部 海部東部消防組合消防本部 蟹江町消防本部 津島市消防本部 愛西市消防本部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部
	内回り		
小幡インターチェンジ (6.3K P) 松河戸インターチェンジ (8.7K P) の区間	外回り	春日井市消防本部	春日井市消防本部 名古屋市消防局 海部東部消防組合消防本部 蟹江町消防本部 津島市消防本部 愛西市消防本部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部
	内回り	名古屋市消防局	
松河戸インターチェンジ (8.7K P) 勝川インターチェンジ (9.6K P) の区間	外回り	春日井市消防本部	名古屋市消防局 海部東部消防組合消防本部 蟹江町消防本部 津島市消防本部 愛西市消防本部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部
	内回り		

計画参考 26 高速道路における消防相互応援協定区間 (4/17)

消防隊等を派遣する区間		第1次担当消防機関	第2次担当消防機関
勝川インターチェンジ (9.6K P) 楠インターチェンジ (13.1K P) の区間	外回り	名古屋市消防局	春日井市消防本部 名古屋市消防局 海部東部消防組合消防本部 蟹江町消防本部 津島市消防本部 愛西市消防本部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部
	内回り	春日井市消防本部	
楠インターチェンジ (13.1K P) 楠ジャンクション (13.5K P) の区間	外回り	西春日井広域事務組合 消防本部	春日井市消防本部 名古屋市消防局 海部東部消防組合消防本部 蟹江町消防本部 津島市消防本部 愛西市消防本部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部
	内回り	春日井市消防本部	
楠ジャンクション内	Dランプ、 Hランプ 下り線 13.5～14.4K P 区間	春日井市消防本部	名古屋市消防局 海部東部消防組合消防本部 蟹江町消防本部 津島市消防本部 愛西市消防本部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部
	Eランプ Fランプ Bランプ 180 ～ 本線合流地点 まで	西春日井広域事務組合 消防本部	春日井市消防本部 名古屋市消防局 海部東部消防組合消防本部 蟹江町消防本部 津島市消防本部 愛西市消防本部 海部南部消防組合消防本部
	上記以外	名古屋市消防局	春日井市消防本部 海部東部消防組合消防本部 蟹江町消防本部 津島市消防本部 愛西市消防本部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部
楠ジャンクション (14.4K P) 山田西インターチェンジ (16.3K P) の区間	外回り	名古屋市消防局	春日井市消防本部 名古屋市消防局 海部東部消防組合消防本部 蟹江町消防本部 津島市消防本部 愛西市消防本部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部
	内回り	西春日井広域事務組合 消防本部	
山田西インターチェンジ (16.3K P)	外回り	名古屋市消防局	春日井市消防本部 海部東部消防組合消防本部 蟹江町消防本部 津島市消防本部 愛西市消防本部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部
清洲ジャンクション (18.7K P) の区間	内回り		

計画参考 26 高速道路における消防相互応援協定区間 (5/17)

消防隊等を派遣する区間		第1次担当消防機関	第2次担当消防機関
清洲ジャンクション (18.7K P) 清洲ジャンクション (19.4K P)の区間	外回り	海部東部消防組合消防本部	春日井市消防本部 名古屋市消防局 海部東部消防組合消防本部 蟹江町消防本部 津島市消防本部 愛西市消防本部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部
	内回り	名古屋市消防局	
清洲ジャンクション内	Aランプ、 Cランプ、 Fランプ Hランプ	名古屋市消防局	春日井市消防本部 海部東部消防組合消防本部 蟹江町消防本部 津島市消防本部 愛西市消防本部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部
	Bランプ Eランプ	海部東部消防組合消防本部	春日井市消防本部 名古屋市消防局 蟹江町消防本部 津島市消防本部 愛西市消防本部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部
	Dランプ Gランプ	西春日井広域事務組合 消防本部	春日井市消防本部 名古屋市消防局 海部東部消防組合消防本部 蟹江町消防本部 津島市消防本部 愛西市消防本部 海部南部消防組合消防本部
清洲ジャンクション (19.4K P)	外回り	海部東部消防組合消防本部	春日井市消防本部 名古屋市消防局 海部東部消防組合消防本部 蟹江町消防本部 津島市消防本部 愛西市消防本部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部
甚目寺北インターチェンジ (23.6K P)の区間	内回り	西春日井広域事務組合 消防本部	春日井市消防本部 名古屋市消防局 海部東部消防組合消防本部 蟹江町消防本部 津島市消防本部 愛西市消防本部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部
甚目寺北インターチェンジ (23.6K P) 甚目寺南インターチェンジ (24.8K P)の区間	外回り	海部東部消防組合消防本部	春日井市消防本部 名古屋市消防局 蟹江町消防本部 津島市消防本部 愛西市消防本部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部
	内回り		

計画参考 26 高速道路における消防相互応援協定区間 (6/17)

消防隊等を派遣する区間		第1次担当消防機関	第2次担当消防機関
甚目寺北インターチェンジ (23.6K P) 甚目寺南インターチェンジ (24.8K P) の区間	外回り	海部東部消防組合消防本部	春日井市消防本部 名古屋市消防局 蟹江町消防本部 津島市消防本部 愛西市消防本部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部
	内回り		
甚目寺南インターチェンジ (24.8K P) 千音寺南インターチェンジ (C2名二環 29.2K P) の区間	外回り	名古屋市消防局	春日井市消防本部 名古屋市消防局 海部東部消防組合消防本部 蟹江町消防本部 津島市消防本部 愛西市消防本部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部
	内回り	海部東部消防組合消防本部	
名古屋西ジャンクション内	Aランプ Bランプ Cランプ Dランプ	名古屋市消防局	春日井市消防本部 海部東部消防組合消防本部 蟹江町消防本部 津島市消防本部 愛西市消防本部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部
	Eランプ Fランプ	蟹江町消防本部	春日井市消防本部 名古屋市消防局 海部東部消防組合消防本部 津島市消防本部 愛西市消防本部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部
	Gランプ Hランプ	海部東部消防組合消防本部	春日井市消防本部 名古屋市消防局 蟹江町消防本部 津島市消防本部 愛西市消防本部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部
千音寺南インターチェンジ (C2名二環 29.2K P) 南陽インターチェンジ (C2名二環 34.7K P) の区間	外回り	名古屋市消防局	海部東部消防組合消防本部 蟹江町消防本部 津島市消防本部 愛西市消防本部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部
	内回り		
南陽インターチェンジ (C2名二環 34.7K P) 飛島北インターチェンジ (C2名二環 37.9K P) の区間	外回り	海部南部消防組合消防本部	名古屋市消防局 海部東部消防組合消防本部 蟹江町消防本部 津島市消防本部 愛西市消防本部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部
	内回り	名古屋市消防局	

計画参考 26 高速道路における消防相互応援協定区間 (7/17)

消防隊等を派遣する区間		第1次担当消防機関	第2次担当消防機関
飛島北インターチェンジ (C2名二環 37.9KP) 飛島ジャンクション (C2名二環 39.9KP) の区間	外回り	名古屋市消防局	名古屋市消防局 海部東部消防組合消防本部 蟹江町消防本部 津島市消防本部 愛西市消防本部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部
	内回り	海部南部消防組合消防本部	
飛島ジャンクション内	Aランプ Bランプ Cランプ 内回り 料金所	海部南部消防組合消防本部	名古屋市消防局 海部東部消防組合消防本部 蟹江町消防本部 東海市消防本部 大府市消防本部 海部南部消防組合消防本部
	Dランプ 外回り 料金所	名古屋市消防局	
名古屋西ジャンクション (28.7KP)	上り線	蟹江町消防本部	春日井市消防本部 海部東部消防組合消防本部 蟹江町消防本部 津島市消防本部 愛西市消防本部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部
蟹江インターチェンジ (32.0KP) の区間	下り線	名古屋市消防局	
蟹江インターチェンジ (32.0KP) 弥富インターチェンジ (37.3KP) の区間	上り線	海部南部消防組合消防本部	春日井市消防本部 名古屋市消防局 海部東部消防組合消防本部 蟹江町消防本部 津島市消防本部 愛西市消防本部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部
	下り線	蟹江町消防本部	
	上	(桑名市消防本部)	
	下	海部南部消防組合消防本部	
弥富インターチェンジ (37.3KP) 県境 (40.0KP) の区間	上り線	(桑名市消防本部)	春日井市消防本部 名古屋市消防局 海部東部消防組合消防本部 蟹江町消防本部 津島市消防本部 愛西市消防本部 西春日井広域事務組合消防本部
	下り線	海部南部消防組合消防本部	

- 注1 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害を覚知したときは、当該区間に対応する第1次担当消防機関から消防隊等を派遣するものとする。
- 2 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害が第1次担当消防機関のみで処理できない災害であることを覚知したときは、当該区間に対応する第2次担当消防機関のうち災害地の直近の消防機関から消防隊等を派遣するものとする。
- 3 上表の左欄に掲げる楠ジャンクションの範囲は、東側にあつては名古屋第二環状自動車道13.5KP、西側にあつては同14.4KP、南側にあつては名古屋高速道路1号楠線6.24KP、北側にあつては同11号小牧線0.0KPとし、名古屋西ジャンクションの範囲は、東側にあつては名古屋高速道路5号万場線6.5KP千音寺料金所、西側にあつては東名阪自動車道28.7KP、南側にあつては名古屋第二環状自動車道C2名二環28.6KP、北側にあつては名古屋第二環状自動車道28.0KPまでとし、清洲ジャンクションの範囲は、東側にあつては名古屋第二環状自動車道18.7KP、西側にあつては同19.3KP、南側にあつては名古屋高速道路6号清須線6.6KP、北側にあつては名古屋高速道路16号一宮線0.6KPとする。飛島ジャンクションの範囲は、東側にあつ

計画参考 26 高速道路における消防相互応援協定区間 (8/17)

ては伊勢湾岸自動車道 36.8K P、西側にあつては同 37.8K P、北側にあつては名古屋第二環状自動車道 C 2 名二環 39.9K P とする。

注 1 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害を覚知したときは、当該区間に対応する第 1 次担当消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

2 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害が第 1 次担当消防機関のみで処理できない災害であることを覚知したときは、当該区間に対応する第 2 次担当消防機関のうち災害地の直近の消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

3 上表の左欄に掲げる楠ジャンクションの範囲は、東側にあつては名古屋第二環状自動車道 13.5KP、西側にあつては同 14.4KP、南側にあつては名古屋高速道路 1 号楠線 6.24KP、北側にあつては同 11 号小牧線 0.0KP とし、名古屋西ジャンクションの範囲は、東側にあつては名古屋高速道路 5 号万場線 6.5KP 千音寺料金所、西側にあつては東名阪自動車道 28.7KP、南側にあつては名古屋第二環状自動車道 C 2 名二環 28.6K P、北側にあつては名古屋第二環状自動車道 28.0KP までとし、清洲ジャンクションの範囲は、東側にあつては名古屋第二環状自動車道 18.7KP、西側にあつては同 19.3KP、南側にあつては名古屋高速道路 6 号清須線 6.6KP、北側にあつては名古屋高速道路 16 号一宮線 0.6KP とする。飛島ジャンクションの範囲は、東側にあつては伊勢湾岸自動車道 36.8K P、西側にあつては同 37.8K P、北側にあつては名古屋第二環状自動車道 C 2 名二環 39.9K P とする。

備考 1 上表の第 1 次担当消防機関のうちかっこ書は、別に定める消防相互応援協定に基づく消防機関を示す。

2 上表の名古屋西ジャンクションから飛島ジャンクション間及び名古屋西ジャンクションから県境の間について、K P 表示が重複してしまうため、名古屋西ジャンクションから飛島ジャンクション間については「C 2 名二環」の表示を追加して示す。

別表第 3-2

消防隊等を派遣する区間		第 1 次担当消防機関	第 2 次担当消防機関
名古屋南ジャンクション (200.0K P) 有松インターチェンジ (202.9K P) の区間	外回り	名古屋市消防局	大府市消防本部 東海市消防本部 尾三消防本部 春日井市消防本部 豊田市消防本部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部 海部東部消防組合消防本部
	内回り		
有松インターチェンジ (202.9K P) 鳴海インターチェンジ (207.4K P) の区間	外回り	名古屋市消防局	
	内回り		
鳴海インターチェンジ (207.4K P) 植田インターチェンジ (211.5K P) の区間	外回り	名古屋市消防局	
	内回り		
植田インターチェンジ (211.5K P) 高針ジャンクション (212.2K P) の区間	外回り	名古屋市消防局	
	内回り		
高針ジャンクション内	A～D ランプ	名古屋市消防局	
高針ジャンクション (212.9K P) 上社ジャンクション (215.3K P) の区間	外回り	名古屋市消防局	
	内回り		

注 1 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害を覚知したときは、当該区間に対応する第 1 次担当消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

2 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害が第 1 次担当消防機関のみで処理できない災害であることを覚知したときは、当該区間に対応する第 2 次担当消防機関のうち災害地の直近の消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

計画参考 26 高速道路における消防相互応援協定区間 (9/17)

別表第4

消防隊等を派遣する区間		第 1 次担当消防機関	第 2 次担当消防機関
一宮ジャンクション内	B ランプ	(羽島市消防本部)	小 牧 市 消 防 本 部 岩 倉 市 消 防 本 部 稲 沢 市 消 防 本 部
	上記以外のランプ	一 宮 市 消 防 本 部	
一宮ジャンクション (0.0K P) 尾西インターチェンジ (3.7K P) の区間	上り線	一 宮 市 消 防 本 部	
	下り線		
尾西インターチェンジ (3.7K P) 一宮木曽川インターチェンジ (7.5K P) の区間	上り線	一 宮 市 消 防 本 部	
	下り線		
一宮木曽川インターチェンジ (7.5K P) 県 境 (9.7K P) の区間	上り線	(各務原市消防本部)	
	下り線	一 宮 市 消 防 本 部	

注1 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害を覚知したときは、当該区間に対応する第1次担当消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

2 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害が第1次担当消防機関のみで処理できない災害であることを覚知したときは、当該区間に対応する第2次担当消防機関のうち災害地の直近の消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

備考 上表の第1次担当消防機関のうちかっこ書は、別に定める消防相互応援協定に基づく消防機関を示す。

別表第5

消防隊等を派遣する区間		第1次担当消防機関	第2次担当消防機関
豊田東ジャンクション (0.0K P) 豊田東ジャンクション (1.1K P) の区間	上り線	豊田市消防本部	豊田市消防本部 豊川市消防本部 岡崎市消防本部
	下り線	岡崎市消防本部	衣浦東部広域連合消防局 尾三消防本部 新城市消防本部
豊田東ジャンクション (1.1K P) 豊田ジャンクション (5.0K P) の区間	上り線	豊田市消防本部	豊川市消防本部 岡崎市消防本部 衣浦東部広域連合消防局
	下り線		尾三消防本部 新城市消防本部
豊田ジャンクション内	Gランプ Hランプ	岡崎市消防本部	豊田市消防本部 豊川市消防本部 衣浦東部広域連合消防局 尾三消防本部 新城市消防本部

計画参考 26 高速道路における消防相互応援協定区間 (10/17)

消防隊等を派遣する区間		第1次担当消防機関	第2次担当消防機関
豊田ジャンクション内	上記以外のランプ	豊田市消防本部	豊川市消防本部 岡崎市消防本部 衣浦東部広域連合消防局 尾三消防本部 新城市消防本部
豊田ジャンクション (5.0K P) 豊田南インターチェンジ (11.4K P)の区間	上り線	豊田市消防本部	豊川市消防本部 岡崎市消防本部 衣浦東部広域連合消防局 尾三消防本部 新城市消防本部
	下り線		
豊田南インターチェンジ (11.4K P) 豊田南インターチェンジ (13.7K P)の区間	上り線	衣浦東部広域連合消防局	豊田市消防本部 岡崎市消防本部 衣浦東部広域連合消防局 尾三消防本部 名古屋消防局 大府市消防本部
	下り線	豊田市消防本部	
豊田南インターチェンジ (13.7K P) 刈谷スマートインターチェンジ (14.9K P)の区間	上り線	衣浦東部広域連合消防局	豊田市消防本部 衣浦東部広域連合消防局 尾三消防本部 名古屋消防局 東海市消防本部 大府市消防本部
	下り線	豊田市消防本部	
刈谷スマートインターチェンジ (14.9K P) 刈谷スマートインターチェンジ (16.5K P)の区間	上り線	尾三消防本部	豊田市消防本部 衣浦東部広域連合消防局 尾三消防本部 名古屋消防局 東海市消防本部 大府市消防本部
	下り線	豊田市消防本部	
刈谷スマートインターチェンジ内	Aランプ Cランプ Fランプ Hランプ	衣浦東部広域連合消防局	豊田市消防本部 衣浦東部広域連合消防局 尾三消防本部 名古屋消防局 東海市消防本部 大府市消防本部
	Bランプ Eランプ	尾三消防本部	
	Dランプ Gランプ	豊田市消防本部	
刈谷スマートインターチェンジ (16.5K P) 豊明インターチェンジ (19.8K P)の区間	上り線	尾三消防本部	豊田市消防本部 衣浦東部広域連合消防局 尾三消防本部 名古屋消防局 東海市消防本部 大府市消防本部
	下り線	衣浦東部広域連合消防局	

計画参考 26 高速道路における消防相互応援協定区間 (11/17)

消防隊等を派遣する区間		第1次担当消防機関	第2次担当消防機関
豊明インターチェンジ (19.8K P) 豊明インターチェンジ (20.7K P) の区間	上り線	大府市消防本部	豊田市消防本部 衣浦東部広域連合消防局 尾三消防本部
	下り線	衣浦東部広域連合消防局	名古屋消防局 東海市消防本部 大府市消防本部
豊明インターチェンジ (20.7K P) 名古屋南ジャンクション (25.7K P) の区間	上り線	大府市消防本部	豊田市消防本部 衣浦東部広域連合消防局 尾三消防本部
	下り線	尾三消防本部	名古屋消防局 東海市消防本部 大府市消防本部 海部南部消防組合消防本部
名古屋南ジャンクション内	Bランプ Kランプ Iランプ	尾三消防本部	豊田市消防本部 衣浦東部広域連合消防局 名古屋消防局 東海市消防本部 大府市消防本部 海部南部消防組合消防本部
	Cランプ Hランプ Lランプ Nランプ	大府市消防本部	豊田市消防本部 衣浦東部広域連合消防局 尾三消防本部 名古屋消防局 東海市消防本部 海部南部消防組合消防本部
	Aランプ D～G ランプ Jランプ Mランプ	名古屋消防局	豊田市消防本部 衣浦東部広域連合消防局 尾三消防本部 東海市消防本部 大府市消防本部 海部南部消防組合消防本部

計画参考 26 高速道路における消防相互応援協定区間 (12/17)

消防隊等を派遣する区間		第1次担当消防機関	第2次担当消防機関
名古屋南ジャンクション (25.7K P) 名古屋南インターチェンジ (26.4K P) の区間	上り線	東 海 市 消 防 本 部	豊 田 市 消 防 本 部 衣 浦 東 部 広 域 連 合 消 防 局 尾 三 消 防 本 部 東 海 市 消 防 本 部 名 古 屋 市 消 防 局 大 府 市 消 防 本 部 海 部 南 部 消 防 組 合 消 防 本 部
	下り線	尾 三 消 防 本	
名古屋南インターチェンジ (26.4K P) 大府インターチェンジ (27.9K P) の区間	上り線	東 海 市 消 防 本 部	名 古 屋 市 消 防 局 大 府 市 消 防 本 部 海 部 南 部 消 防 組 合 消 防 本 部
	下り線	名 古 屋 市 消 防 局	
大府インターチェンジ (27.9K P) 東海ジャンクション (29.1K P) の区間	上り線	東 海 市 消 防 本 部	豊 田 市 消 防 本 部 衣 浦 東 部 広 域 連 合 消 防 局 尾 三 消 防 本 部 名 古 屋 市 消 防 局 大 府 市 消 防 本 部 海 部 南 部 消 防 組 合 消 防 本 部
	下り線		
東海ジャンクション (29.1K P) 名港潮見インターチェンジ (32.6K P) の区間	上り線	名 古 屋 市 消 防 局	豊 田 市 消 防 本 部 衣 浦 東 部 広 域 連 合 消 防 局 尾 三 消 防 本 部 名 古 屋 市 消 防 局 東 海 市 消 防 本 部 大 府 市 消 防 本 部 海 部 南 部 消 防 組 合 消 防 本 部
	下り線	東 海 市 消 防 本 部	
名港潮見インターチェンジ (32.6K P) 名港中央インターチェンジ (34.5K P) の区間	上り線	名 古 屋 市 消 防 局	豊 田 市 消 防 本 部 衣 浦 東 部 広 域 連 合 消 防 局 尾 三 消 防 本 部 東 海 市 消 防 本 部 大 府 市 消 防 本 部 海 部 南 部 消 防 組 合 消 防 本 部
	下り線		
名港中央インターチェンジ (34.5K P) 飛島インターチェンジ (38.6 K P) の区間	上り線	海部南部消防組合消防本部	豊 田 市 消 防 本 部 衣 浦 東 部 広 域 連 合 消 防 局 尾 三 消 防 本 部 名 古 屋 市 消 防 局 東 海 市 消 防 本 部 大 府 市 消 防 本 部 海 部 南 部 消 防 組 合 消 防 本 部
	下り線	名 古 屋 市 消 防 局	
飛島インターチェンジ (38.6K P) 湾岸弥富インターチェンジ (40.5K P) の区間	上り線	海部南部消防組合消防本部	豊 田 市 消 防 本 部 衣 浦 東 部 広 域 連 合 消 防 局 尾 三 消 防 本 部 名 古 屋 市 消 防 局 東 海 市 消 防 本 部 大 府 市 消 防 本 部
	下り線		
湾岸弥富インターチェンジ (40.5K P) 県 境 (43.1K P) の区間	上り線	(桑 名 市 消 防 本 部)	名 古 屋 市 消 防 局 東 海 市 消 防 本 部 大 府 市 消 防 本 部
	下り線	海部南部消防組合消防本部	

注1 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害を覚知したときは、当該区間に対応する第1次担当消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

2 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害が第1次担当消防機関のみで処理できない災害であることを覚知したときは、当該区間に対応する第2次担当消防機関のうち災害地の直近の消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

備考 上表の第1次担当消防機関のうちかっこ書は、別に定める消防相互応援協定に基づく消防機関を示す。

計画参考 26 高速道路における消防相互応援協定区間 (13/17)

別表第6

消防隊等を派遣する区間		第1次担当消防機関	第2次担当消防機関
楠ジャンクション (0.0K P)	上り線	西春日井広域事務組合 消 防 本 部	西春日井広域事務組合消防本部 名古屋市消防局 小牧市消防本部 春日井市消防本部 一宮市消防本部
豊山南入口・出口 (1.2K P) の区間	下り線	名古屋市消防局	
豊山南入口・出口 (1.2K P)	上り線	小牧市消防本部	
豊山北出口・入口 (3.5K P) の区間	下り線	名古屋市消防局	
豊山北出口・入口 (3.5K P)	上り線	小牧市消防本部	
堀の内出口・入口 (6.8K P) の区間	下り線	西春日井広域事務組合 消 防 本 部	
堀の内出口・入口 (6.8K P)	上り線	小牧市消防本部	西春日井広域事務組合消防本部 名古屋市消防局 春日井市消防本部 一宮市消防本部
小牧北入口・出口 (8.2K P) の区間	下り線		

注1 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害を覚知したときは、当該区間に対応する第1次担当消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

2 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害が第1次担当消防機関のみで処理できない災害であることを覚知したときは、当該区間に対応する第2次担当消防機関のうち災害地の直近の消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

別表第7

消防隊等を派遣する区間		第1次担当消防機関	第2次担当消防機関
長久手インターチェンジ (1.4K P)	上り線	尾三消防本部	名古屋市消防局 尾張旭市消防本部 豊田市消防本部 春日井市消防本部
日進ジャンクション (0.0K P) の区間	下り線		
日進ジャンクション内	Aランプ	名古屋市消防局	尾三消防本部 尾張旭市消防本部 豊田市消防本部 春日井市消防本部
	Bランプ、 Cランプ及び Dランプ	尾三消防本部	名古屋市消防局 尾張旭市消防本部 豊田市消防本部 春日井市消防本部

注1 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害を覚知したときは、当該区間に対応する第1次担当消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

2 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害が第1次担当消防機関のみで処理できない災害であることを覚知したときは、当該区間に対応する第2次担当消防機関のうち災害地の直近の消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

別表第8

消防隊等を派遣する区間		第1次担当消防機関	第2次担当消防機関
明道町ジャンクション (0.0K P) 庄内通入口・出口 (2.4K P) の区間	上り線	名古屋市消防局	西春日井広域事務組合消防本部 小牧市消防本部 春日井市消防本部 一宮市消防本部 海部東部消防組合消防本部
	下り線		
庄内通入口・出口 (2.4K P) 清洲ジャンクション (6.8K P) の区間	上り線	西春日井広域事務組合消防本部	西春日井広域事務組合消防本部 名古屋市消防局 小牧市消防本部 春日井市消防本部 一宮市消防本部 海部東部消防組合消防本部
	下り線	名古屋市消防局	
清洲ジャンクション内	Aランプ Cランプ Fランプ Hランプ	名古屋市消防局	西春日井広域事務組合消防本部 小牧市消防本部 春日井市消防本部 一宮市消防本部 海部東部消防組合消防本部
	Bランプ 及び Eランプ	海部東部消防組合消防本部	西春日井広域事務組合消防本部 名古屋市消防局 小牧市消防本部 春日井市消防本部 一宮市消防本部
	Dランプ Gランプ	西春日井広域事務組合消防本部	名古屋市消防局 小牧市消防本部 春日井市消防本部 一宮市消防本部 海部東部消防組合消防本部
清洲ジャンクション (0.0K P) 春日入口・出口 (1.7K P) の区間	上り線	西春日井広域事務組合消防本部	西春日井広域事務組合消防本部 名古屋市消防局 小牧市消防本部 春日井市消防本部 一宮市消防本部 海部東部消防組合消防本部
	下り線	名古屋市消防局	
春日入口・出口 (1.7K P) 西春入口・出口 (3.9K P) の区間	上り線	西春日井広域事務組合消防本部	名古屋市消防局 小牧市消防本部 春日井市消防本部 一宮市消防本部 海部東部消防組合消防本部
	下り線		
西春入口・出口 (3.9K P) 一宮西春入口・出口 (4.8K P) の区間	上り線	一宮市消防本部	西春日井広域事務組合消防本部 名古屋市消防局 小牧市消防本部 春日井市消防本部 一宮市消防本部 海部東部消防組合消防本部
	下り線	西春日井広域事務組合消防本部	
一宮西春入口・出口 (4.8K P) 一宮中入口・出口 (9.0K P) の区間	上り線	一宮市消防本部	西春日井広域事務組合消防本部 名古屋市消防局 小牧市消防本部 春日井市消防本部 海部東部消防組合消防本部
	下り線		

注1 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害を覚知したときは、当該区間に対応する第1次担当消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

2 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害が第1次担当消防機関のみで処理できない災害であることを覚知したときは、当該区間に対応する第2次担当消防機関のうち災害地の直近の消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

別表第9

消防隊等を派遣する区間		第1次担当消防機関	第2次担当消防機関
東海ジャンクション内	Cランプ及び西知多産業道路連絡入路、CDランプ合流部より東海料金所	東海市消防本部	大府市消防本部 衣浦東部広域連合消防局 豊田市消防本部 名古屋市消防局 海部南部消防組合消防本部
	Aランプ、Bランプ、Dランプ及び西知多産業道路連絡出路	名古屋市消防局	大府市消防本部 衣浦東部広域連合消防局 豊田市消防本部 東海市消防本部 海部南部消防組合消防本部
東海料金所出入口(上り11.5KP)	上り線	東海市消防本部	大府市消防本部
東海新宝出入口(上り10.9KP)の区間	下り線	名古屋市消防局	衣浦東部広域連合消防局 豊田市消防本部 名古屋市消防局 東海市消防本部
東海新宝出入口(上り10.9KP)	上り線	東海市消防本部	名古屋市消防局
船見出入口(上り9.5KP)の区間	下り線	名古屋市消防局	海部南部消防組合消防本部

注1 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害を覚知したときは、当該区間に対応する第1次担当消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

2 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害が第1次担当消防機関のみで処理できない災害であることを覚知したときは、当該区間に対応する第2次担当消防機関のうち災害地の直近の消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

計画参考 26 高速道路における消防相互応援協定区間 (16/17)

別表第10

消防隊等を派遣する区間		第1次担当消防機関	第2次担当消防機関
県境 (200.1K P) 新城インターチェンジ (210.3K P) の区間	上り線	新 城 市 消 防 本 部	新 城 市 消 防 本 部 岡 崎 市 消 防 本 部 豊 田 市 消 防 本 部 豊 川 市 消 防 本 部 瀬 戸 市 消 防 本 部
	下り線	(浜 松 市 消 防 局)	
新城インターチェンジ (210.3K P) 新城インターチェンジ (210.4K P) の区間	上り線	岡 崎 市 消 防 本 部	
	下り線	(浜 松 市 消 防 局)	
新城インターチェンジ (210.4K P) 岡崎東インターチェンジ (236.5K P) の区間	上り線	岡 崎 市 消 防 本 部	
	下り線	新 城 市 消 防 本 部	
岡崎東インターチェンジ (236.5K P) 岡崎東インターチェンジ (236.7K P) の区間	上り線	豊 田 市 消 防 本 部	新 城 市 消 防 本 部 岡 崎 市 消 防 本 部 豊 田 市 消 防 本 部 豊 川 市 消 防 本 部 尾 三 消 防 本 部 瀬 戸 市 消 防 本 部
	下り線	新 城 市 消 防 本 部	
岡崎東インターチェンジ (236.7K P) 豊田東ジャンクション (253.1K P) の区間	上り線	豊 田 市 消 防 本 部	
	下り線	岡 崎 市 消 防 本 部	
豊田東ジャンクション内	Aランプ、 Bランプ及び Cランプ	豊 田 市 消 防 本 部	新 城 市 消 防 本 部 岡 崎 市 消 防 本 部 豊 田 市 消 防 本 部 豊 川 市 消 防 本 部 尾 三 消 防 本 部 瀬 戸 市 消 防 本 部
	Dランプ	岡 崎 市 消 防 本 部	

注1 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害を覚知したときは、当該区間に対応する第1次担当消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

2 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害が第1次担当消防機関のみで処理できない災害であることを覚知したときは、当該区間に対応する第2次担当消防機関のうち災害地の直近の消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

備考 上表の第1次担当消防機関のうちかっこ書は、別に定める消防相互応援協定に基づく消防機関を示す。

計画参考 26 高速道路における消防相互応援協定区間 (17/17)

別表 1 1

消防隊等を派遣する区間		第 1 次担当消防機関	第 2 次担当消防機関
豊田東ジャンクション (0.1K P) 豊田藤岡インターチェンジ (15.2K P) の区間	外回り	豊 田 市 消 防 本 部	豊 田 市 消 防 本 部 岡 崎 市 消 防 本 部 瀬 戸 市 消 防 本 部 尾 三 消 防 本 部
	内回り		
豊田藤岡インターチェンジ (15.2K P) せと赤津インターチェンジ (23.0K P) の区間	外回り	瀬 戸 市 消 防 本 部	
	内回り	豊 田 市 消 防 本 部	
せと赤津インターチェンジ (23.0K P) せと赤津インターチェンジ (23.4K P) の区間	外回り (外回り P A)	瀬 戸 市 消 防 本 部	
	内回り (内回り P A)	豊 田 市 消 防 本 部	
せと赤津インターチェンジ (23.4K P) せと品野インターチェンジ (25.8K P) の区間	外回り	瀬 戸 市 消 防 本 部	
	内回り		
せと品野インターチェンジ (25.8K P) 県 境 (30.5K P) の区間	外回り	(土岐市消防本部)	
	内回り	瀬 戸 市 消 防 本 部	

注 1 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害を覚知したときは、当該区間に対応する第 1 次担当消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

2 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害で、第 1 次担当消防機関から派遣された消防隊等が現場到着後、自隊のみで処理できないと認めたときは、当該区間に対応する第 2 次担当消防機関のうち災害地の直近の消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

備考 上表の第 1 次担当消防機関のうちカッコ書は、別に定める消防相互応援協定に基づく消防機関を示す。

計画参考 27 名古屋海上保安部と名古屋市消防局との業務協定

名古屋港における名古屋海上保安部と名古屋市消防局のそれぞれの消防業務を、協力して円滑かつ能率的に行うため名古屋海上保安部長（以下「甲」という。）と名古屋市消防長（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（協定区域）

第1条 この協定の対象となる区域（以下「協定区域」という。）は、名古屋港の富士製鉄株式会社名古屋製鉄所所有地の北西端（北緯 35 度 2 分 18.1 秒東経 136 度 52 分 21.3 秒（概位）と日光川河口の中部電力株式会社所有地の南東端（北緯 35 度 1 分 38.3 秒東経 136 度 50 分 27.5 秒（概位））を結んだ線及び陸岸により囲まれた名古屋市域の海水面とする。

（消火活動）

第2条 協定区域内における消火活動は、次の区分により行うものとする。

- （1） ふ頭又は岸壁にけい留された船舶の火災及び上架又は入渠中の船舶の火災並びに河川及び運河（河川及び運河の範囲は、それぞれ第一の橋の川上をいう。）における船舶等の火災は乙の担当とし、甲はこれに協力する。
- （2） 前号以外の火災は甲の担任とし、乙はこれに協力する。

（火災の通報）

第3条 甲又は乙は、協定区域内において火災が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、直ちにその旨を相手方に通報するものとする。

（火災の原因及び損害の調査）

第4条 協定区域内の火災の原因並びに火災及び消火により受けた損害の調査に関しては、原則として第2条第1号に係るものについては乙が、同条第2号に係るものについては甲がそれぞれ行うものとし、特に必要がある場合は、甲乙双方が協議して行うものとする。

（重要事項等の通報）

第5条 甲は、引火性又は発火性の危険物を多量に積載した船舶の入港その他消防上重要な事項を知った場合において、特に必要があると認めるときは、その都度その旨を乙に通報するものとする。

第6条 甲又は乙は、この協定における消防業務を単独に処理した場合は、事後すみやかにそのてん末を相手方に通報するものとする。

（業務の連絡及び調整）

第7条 甲及び乙は、大規模な消火活動に備えて、これを効果的に実施するため、次の事項について相互に連絡し、調整を図るものとする。

- （1） 消火活動要領の研究及び訓練の実施
- （2） 必要器材、器具等の整備計画及びその推進状況
- （3） 化学消火剤の備蓄状況
- （4） その他必要と認める事項

（経費の負担）

第8条 協定区域内における火災の消火活動に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。ただし、特に多額の経費を要した場合における当該特別に要した経費の負担は、その都度両者

が協議して定めるものとする。

(細目及び疑義の処理)

第9条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施について必要な事項又はこの協定の実施に際し疑義を生じた事項は、甲乙双方が協議して定めるものとする。

(その他)

第10条 この協定は、締結の日から効力を生ずる。

2 「船舶消防に関する業務協定」(昭和27年4月1日)は、廃止する。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ1通ずつ保管する。

昭和44年12月1日

名古屋海上保安部長

名古屋市消防長

計画参考 28 21 大都市災害時相互応援に関する協定

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市（以下「大都市」という。）は、大都市において災害が発生し、災害を受けた都市（以下「被災都市」という。）独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災都市の要請にこたえ、災害を受けていない都市が友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、被災都市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を要請する都市（以下「応援要請都市」という。）は、原則として、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、口頭、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（実施）

第3条 応援を要請された都市は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

- 2 被災都市以外の都市は、通信の途絶等により被災都市との連絡が取れない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的な判断により応援を行うことができるものとする。
- 3 自主出動した都市は、応援内容等を被災都市に速やかに連絡する。
- 4 自主出動した都市は、応援に必要な情報の収集をし、その情報を被災都市に提供する。また、応援活動にあたっては、自立的活動に努めるものとする。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として応援を要請する都市の負担とする。

- 2 前条第2項に定める応援に要した経費の負担は、応援を受けた都市と応援した都市（以下「応援都市」という。）が協議して定める。
- 3 応援要請都市が、第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請都市から要請があった場合は、応援都市は、一時繰替支弁するものとする。

（連絡担当部局）

第5条 大都市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

(資料の交換)

第6条 大都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、大都市が協議して定めるものとする。

第8条 この協定を証するため、本協定書21通を作成し、各都市は記名押印の上、各1通を保有する。

附 則

1 この協定は、昭和61年10月23日から効力を生ずる。

2 次に掲げる覚書は、廃止する。

(1) 大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市、北九州市、札幌市、川崎市、福岡市及び広島市が締結した指定都市災害救援に関する覚書（昭和35年5月13日締結）

(2) 東京都、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市及び神戸市が締結した七大都市震災相互応援に関する覚書（昭和50年6月6日締結）

附 則

1 この協定は、平成2年2月22日から効力を生ずる。

2 「11 大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成5年1月26日から効力を生ずる。

2 「12 大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成9年3月31日から効力を生ずる。

附 則

1 この協定は、平成15年4月1日から効力を生ずる。

2 「13 大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成17年4月1日から効力を生ずる。

2 「14 大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成18年4月1日から効力を生ずる。

2 「15 大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成19年4月1日から効力を生ずる。

2 「16 大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成21年4月1日から効力を生ずる。

2 「18 大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成22年4月1日から効力を生ずる。

2 「19 大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成 24 年 4 月 1 日から効力を生ずる。
- 2 「20 大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

平成 24 年 10 月 1 日

北海道札幌市中央区北 1 条西二丁目 1 番地
札幌市
札幌市長

宮城県仙台市青葉区国分町三丁目 7 番 1 号
仙台市
仙台市長

埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目 4 番 4 号
さいたま市
さいたま市長

千葉県千葉市中央区千葉港 1 番 1 号
千葉市
千葉市長

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
東京都
東京都知事

神奈川県川崎市川崎区宮本町 1 番地
川崎市
川崎市長

神奈川県横浜市中区港町一丁目 1 番地
横浜市
横浜市長

神奈川県相模原市中央区中央二丁目 11 番 15 号
相模原市
相模原市長

新潟県新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1
新潟市
新潟市長

静岡県静岡市葵区追手町 5 番 1 号
静岡市
静岡市長

静岡県浜松市中区元城町 103-2
浜松市
浜松市長

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
名古屋市
名古屋市長

京都府京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
京都市
京都市長

大阪府大阪市北区中之島一丁目 3 番 20 号
大阪市
大阪市長

大阪府堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
堺市
堺市長

兵庫県神戸市中央区加納町六丁目 5 番 1 号
神戸市
神戸市長

岡山県岡山市北区大供一丁目 1 番 1 号
岡山市
岡山市長

広島県広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号
広島市
広島市長

福岡県北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北九州市
北九州市長

福岡県福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市

福岡市長

熊本県熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

熊本市

熊本市長

計画参考 29 21 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、21 大都市災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第7条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定第5条により大都市は、相互応援のための連絡担当部局課名、担当責任者及び同補助者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡する。

(応援職員の派遣に要する経費負担等)

第3条 協定第4条第1項に定める経費のうち、協定第1条第4号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援を要請した都市（以下「応援要請都市」という。）が負担する経費の額は、応援をした都市（以下「応援都市」という。）が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援都市の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援要請都市の負担とする。
- (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請都市が、応援要請都市への往復の途中において生じたものについては応援都市が賠償の責めに任ずる。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。

2 応援職員は、応援都市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

3 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。

4 応援要請都市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍のあっせんその他の便宜を供与する。

(救援物資等の経費の支払方法)

第4条 応援都市は、協定第4条第3項に定める応援に要する経費を繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額について、応援要請都市に請求する。

(1) 備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

(2) 車両、舟艇、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

2 前項に定める請求は、応援都市の知事名又は市長名による請求書（関係書類添付）により、担当部局を経由して応援要請都市の長に請求する。

3 前2項の規定により難しいときは、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。

(幹事都市)

第5条 協定の運用に係る所掌事務は、幹事都市において処理し、幹事都市は、別表1に掲げる輪番により1会計年度の間これに当たるものとする。

2 幹事都市の次順の都市を、副幹事都市とし、幹事都市がその所掌事務を処理することが困難である

ときは、これを代行する。

3 前2項によりがたい場合は、大都市が協議して定める。

(幹事都市の所掌事務)

第6条 幹事都市は、協定の円滑な運用に資するため、次の事務を行う。

- (1) 協定第5条に定める連絡担当部局の大都市への周知
 - (2) 協定第6条に定める大都市相互の資料の交換の促進
 - (3) 協定第7条の定めによる大都市が協議する必要がある場合における会議の開催又は文書による調整
 - (4) 防災に関する大都市間の会議の開催等
 - (5) 応援要請都市又は応援都市と他の大都市との情報連絡又は情報の周知
 - (6) 被災都市から要請のあった事項
- (応援都市)

第7条 応援都市は、応援の内容を幹事都市へ連絡するものとする。

2 応援都市は、応援に必要な情報を得たときは、その旨を幹事都市に連絡するものとする。

(会議及び訓練の実施)

第8条 大都市は、防災に関する会議及び情報伝達等の訓練を適時実施するものとする。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。
- 2 「11 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。
- 2 「12 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。
- 2 「13 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。
- 2 「14 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。
- 2 「15 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。
- 2 「16 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。
- 2 「18 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。
- 2 「19 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。
- 2 「20 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

別表 1 （第 5 条関係）

順	都市名	順	都市名
1	静岡市	12	浜松市
2	福岡市	13	岡山市
3	堺市	14	相模原市
4	東京都	15	熊本市
5	大阪市	16	仙台市
6	川崎市	17	神戸市
7	京都市	18	さいたま市
8	横浜市	19	広島市
9	名古屋市	20	千葉市
10	新潟市	21	札幌市
11	北九州市		

順は、平成 24 年度を 1 とする。

計画参考 30 災害時等の応援に関する協定書（9 県 1 市）

（趣旨）

第 1 条 この協定は、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市（以下「県市」という。）で第 1 号に掲げる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合並びに第 2 号及び第 3 号に掲げる事態（以下「災害時等」という。）において、被災県市又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施する必要がある県市（以下「被災県市等」という。）では被災者等（避難住民並びに大規模災害、武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害による被災者をいう。以下同じ。）の避難、救援等の対策が実施できない場合に、被災県市等の要請に基づき行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

- （1） 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める災害
- （2） 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号。以下「武力攻撃事態対処法」という。）第 1 条に定める武力攻撃事態等
- （3） 武力攻撃事態対処法第 25 条第 1 項に定める緊急処理事態

（応援県市）

第 2 条 大規模な災害時等においては、救援活動等を速やかに実施できる体制を執るため、応援県市は、必要に応じ被災県市等に対する救援対策本部を設置することができる。

- 2 応援県市は、相互に連絡をとり、主たる応援県市を決定する。
- 3 主たる応援県市は、速やかに救援対策本部を設置するものとする。

（応援の内容）

第 3 条 応援県市が行う応援内容は、次のとおりとする。

- （1） 物資等の提供及びあつせん並びに人員の派遣
 - ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材の提供及びあつせん
 - イ 被災者等の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供及びあつせん
 - ウ 避難、救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供及びあつせん
 - エ 避難、救援・救護、救助活動及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣
- （2） 避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開等被災県市等の境界付近における必要な措置
- （3） 被災者等の一時収容のための施設の提供
- （4） 医療機関による傷病者の受入
- （5） 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

- 2 各県市は、前項の応援が円滑に実施できるよう必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。

（応援要請の手続）

第 4 条 応援を受けようとする県市は、別に定める内容を明らかにして、他の県市に要請するものとする。

- 2 各県市は、前項の要請を円滑に行うため、通信手段の整備に努めるものとする。

（災害時等における自主的活動）

第 5 条 災害時等であって別に定めるときに通信途絶等により被災県市等から前条の要請がない場合、

他の県市は速やかにその被災状況について、自主的に情報収集を行うものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた県市の負担とする。

2 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援県市の負担とする。

3 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた被災県市等が、被災県市等への往復の途中において生じたものについては、応援県市が賠償の責めに任ずる。

4 前3項に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、被災県市等及び応援県市が協議して定める。

(情報交換)

第7条 各県市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画、国民保護計画その他必要な情報を相互に交換するものとする。

(訓練の参加)

第8条 各県市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、他の県市主催の防災訓練等に相互に参加するよう努めるものとする。

(連絡協議会の設置)

第9条 この協定に関する事項、その他必要な事項を研究・協議するため中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会を設置するものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、その都度、関係県市が協議して定める。

附 則

1 この協定は、平成19年7月26日から施行する。

2 平成7年11月14日締結の協定は、平成19年7月25日限りで廃止する。

平成19年 7月26日

富山県知事 石川県知事 福井県知事 長野県知事 岐阜県知事
静岡県知事 愛知県知事 三重県知事 滋賀県知事 名古屋市長

○災害時等の応援に関する協定 実施細則（防災）

（趣旨）

第1条 この実施細則は、「災害時等の応援に関する協定」（以下「協定」という。）のうち協定第1条第1号に掲げる災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害に関する事項の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援縣市）

第2条 協定第2条第1項に基づく応援縣市の救援対策本部の業務は、次のとおりとし、第3項に基づき決定される主たる応援縣市の調整に基づき、行うものとする。

- (1) 被災縣市の情報収集と状況把握
 - (2) 災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
 - (3) 中部9県1市連絡事務所への連絡員派遣
 - (4) 震度7の地震が中部9県1市内で発生、又は災害発生時に被災縣市と連絡がとれない場合、速やかに初動時に必要な物資を準備し、必要に応じ搬出
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うため必要な業務
- 2 前項の応援縣市の救援対策本部には、被災縣市への一元的、一体的な応援のため、必要に応じて、応援県の市町村等の応援関係団体が参加することができるものとする。
- 3 協定第2条第2項に基づく主たる応援縣市は、別表1のとおり、決定するものとする。
- 4 協定第2条第3項に基づく主たる応援縣市の救援対策本部の業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災縣市災害対策本部内での中部9県1市連絡事務所の設置及び連絡員派遣
- (2) 被災縣市の情報収集と状況把握
- (3) 災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
- (4) 要請内容の協定縣市への適切な仕分け（コーディネート）
- (5) 輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡
- (6) 被災縣市および災害応急活動実施機関との連絡調整
- (7) 被災者の受入施設（病院・福祉施設・仮設住宅等）の確保および調整
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うため必要な業務

5 前各項の業務の遂行に関し必要な事項は、別に定める。

（応援の内容）

第3条 協定第3条第1項の規定に基づく物資、資機材及び応急復旧に必要な職員の状況等は、常時実態どおり把握しておくものとし、そのうち、緊急時に必要な食料・生活必需品・医薬品の内容に変更があったときは、速やかに、各縣市に連絡するものとする。

2 協定第3条第2項の規定に基づき、物資、資機材の備蓄に努めるとともに、各地域におけるこれらの製造業者又は販売業者等と災害時における物資等の調達に関する協定を締結するよう努めるものとする。

（応援要請の手続）

第4条 応援を受けようとする縣市は、無線又は電話等（以下「無線等」という。）により次の事項を明らかにして要請し、後日、速やかに応援要請書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 物資等の搬入、人員の派遣
 - ア 物資・資機材の搬入
 - 物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等
 - イ 人員の派遣
 - 職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等
- (応援実施の手続)

第5条 要請を受けた県市は、要請事項の確認後、速やかに、各応援県市と連絡調整し、要請事項および搬入・派遣に要する時間などの応援計画を無線等により被災県市に伝達するとともに、後日、速やかに応援通知書を送付するものとする。

- 2 要請を受けた県市と協定第2条第2項に規定する主たる応援県市とが異なる場合は、主たる応援県市が前項の手続きを行うものとする。

(応援物資の受領の通知)

第6条 被災県市は、応援通知書に基づく応援物資を受領したときは、応援物資受領書を交付するものとする。

(応援終了報告)

第7条 主たる応援県市は、応援が終了したときは、被災県市に対して、応援終了報告書を送付するものとする。

(災害時等における自主的活動)

第8条 協定第5条に規定する別に定めるときとは、震度6弱以上の地震による災害をいう。

- 2 協定第5条に規定する自主的な情報収集活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) ヘリコプター等による被災状況の収集
- (2) 職員派遣による情報収集
- (3) その他効果的な情報収集

- 3 前項により知り得た情報は、被災県市および他の県市に速やかに伝達するものとする。

- 4 第2項の情報収集活動または他の県市からの情報により、被害が甚大であると判断し、かつ、被災県市等と連絡ができない場合は、他の県市と連絡調整を行いながら自主的に応援活動を実施するものとする。

- 5 応援県市は、災害直後、自主的な応援活動のため職員等を派遣する場合においては、派遣職員自ら消費又は使用する物資等を携行させるよう努めるものとする。

- 6 第2項から前項までの活動は、各県市の友愛精神のもとに行うものであり、この場合においては、被災県市等から協定第4条の規定に基づく応援要請があったとみなし、その応援手続は、細則第4条から第7条までの規定を準用し、事後処理を行うものとする。

(経費の負担)

第9条 協定第5条の規定に基づく自主的な情報収集および前条第4項の規定に基づく自主的活動に要した経費は、応援県市の負担とする。

- 2 応援職員の派遣に要する経費については、応援県市が定める規定により算定した当該応援職員の旅費および諸手当の額の範囲内とする。

(情報交換)

第10条 協定第7条の規定に基づく共通の情報は次のとおりとし、変更の都度、各県市に報告するものとする。

- (1) 連絡担当部局および通信手段一覧表（別表2）
- (2) 備蓄物資、業者提携物資一覧表
- (3) ヘリポート及びヘリコプター離着陸可能箇所
- (4) 前各号に掲げるもののほか、共通の情報として必要と認められる内容

2 隣接県市は、同条に定める情報のほか、次の内容についても情報交換し、より緊密な連絡体制を維持することとする。

- (1) 輸送ルート、応援物資の集積場所等の応援に必要な情報
- (2) 病院・福祉施設などの所在地、入院入所可能数
- (3) 避難所の位置
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる内容

附 則

この実施細則は、平成24年8月6日から施行する。

平成24年8月6日

富山県知事政策局長 石川県危機管理監 福井県危機対策監
長野県危機管理監兼危機管理部長 岐阜県危機管理統括監 静岡県危機管理監
愛知県防災局長 三重県防災対策部長 滋賀県防災危機管理監 名古屋市消防長

(別表 1)

被災縣市と主たる応援県市の一覧表

被災縣市	主たる応援県順位
富山県	1 石川県 2 長野県 3 岐阜県
石川県	1 富山県 2 福井県 3 岐阜県
福井県	1 石川県 2 岐阜県 3 滋賀県
長野県	1 富山県 2 石川県 3 岐阜県
岐阜県	1 愛知県 2 三重県 3 富山県
静岡県	1 愛知県 2 長野県 3 岐阜県
愛知県	1 岐阜県 2 三重県 3 静岡県
三重県	1 愛知県 2 岐阜県 3 滋賀県
滋賀県	1 三重県 2 福井県 3 岐阜県

※どの県が主たる応援県市として活動するか、中部 9 県 1 市広域災害時等応援連絡協議会開催県(名古屋市の場合は愛知県)が確認し、中部 9 県 1 市内で共有する。

※名古屋市は、愛知県と調整の上、応援を行う。

※順位内の県で応援できない場合、中部 9 県 1 市広域災害時等応援連絡協議会開催県が主たる応援県市を調整し、定める。

※中部 9 県 1 市広域災害時等応援連絡協議会開催県が被災した場合、翌年度の中部 9 県 1 市広域災害時等応援連絡協議会開催県が代行する。なお、翌年度の中部 9 県 1 市広域災害時等応援連絡協議会開催県が調整できない場合、建制順の次席の県が担う。以下同じ。

(別表2)

連絡担当部局及び通信手段一覧表

県市名	担 当 部 局 課 室 名	一 般 加 入 電 話			行政電話	消防防災 電 話 (F A X)	地域衛星電話 (F A X)	Eメール
		代 表 (内 線)	直 通 (時間外)	F A X (時間外)				
富山	知 事 政 策 局 防災・危機管理課	〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号			—	16-3363 (16-2827)	0161113363 (0161112827)	abosaikikikanr i@pref. toyama. lg. jp
		076-431-4111 (内線 3363)	076-444-3187 (076-431-4111)	076-432-0657 (076-432-0657)				
石川	危 機 管 理 監 室 危 機 対 策 課	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地			5295 2376	17-4290 (17-6897)	0171114290 (0171116743)	e170700@pref. ishikawa. lg. jp
		076-225-1111 (内線 4289)	076-225-1482 (076-225-1482)	076-225-1484 (076-225-1484)				
福井	安 全 環 境 部 危機対策・防災課	〒910-8580 福井市大手3丁目17-1			5495 2172	18-111 (18-112)	018111612172 (018111612189)	kikitaisaku@pr ef. fukui. lg. jp
		0776-21-1111 (内線 2171)	0776-20-0308 (0776-21-1111)	0776-22-7617 (0776-22-7617)				
長野	危 機 管 理 部 危機管理防災課	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2			—	20-213 (20-241)	0202315225 (0202318741)	bosai@pref. nag ano. lg. jp
		026-232-0111 (内線 5208)	026-235-7184 (026-235-7184)	026-233-4332 (026-233-4332)				
岐阜	防 災 課	〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号			—	21-671 (21-679)	02140022746 (021400725)	c11115@pref. gifu. lg. jp
		058-272-1111 (内線 2746)	058-272-1125 (058-272-1034)	058-271-4119				
静岡	危 機 管 理 部 危機政策課	〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号			—	22-31 (22-26)	0227003731 (0227006250)	boukei@pref. shizuoka. lg. jp
		—	054-221-3731 (054-221-2072)	054-221-3252 (054-221-3252)				
愛知	防 災 局 災害対策課	〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2			—	23-1128 (23-1517)	0236002512 (0236001510)	saigaitaisaku@ pref. aichi. lg. jp
		052-961-2111 (内線 2512)	052-954-6193 (052-954-6844)	052-954-6912 (052-954-6995)				
三重	防 災 対 策 部 災害対策課	〒514-8570 津市広明町13番地			—	24-11 (24-11切替)	02410182189 (02410182199)	staisaku@pref. mie. lg. jp
		—	059-224-2189 (059-224-2189)	059-224-2199 (059-224-2199)				
滋賀	防災危機管理局	〒520-8577 大津市京町4-1-1			—	25-823 (25-850)	025100823 (025100850)	as00@pref. shig a. lg. jp
		077-528-3993 (内線 3432)	077-528-3432 (077-524-8516)	077-528-4994 (077-528-4994)				
名古屋	消 防 局 防災・危機管理部 災害対策課	〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1			—	—	0237006111 (0237006070)	00saigaitaisak u@fd. city. nago ya. lg. jp
		052-961-1111 (内線 3522)	052-972-3522 (052-972-3534)	052-962-4030 (052-953-0119)				

※ 行政電話、消防防災電話、地域衛星電話については、はじめに識別番号を入力するか、又は、専用に電話機を使用するなど各県市庁内で使用方法が異なるため、それぞれの県市で適切な対応ができるようにしておくこと。

○災害時等の応援に関する協定 実施要領（防災）

1 目的

この要領は、中部 9 県 1 市における「災害時等の応援に関する協定」第 3 条に規定する応援を実施するにあたり、同協定第 4 条および「災害時等の応援に関する協定実施細則（防災）」（以下「実施細則（防災）」という。）第 4 条から第 7 条までに規定する応援要請・実施の手続き、ならびに同細則第 10 条に規定する情報交換等に関して必要な事項を定める。

2 他の応援協定等との関係

水道等の個別事業担当部局が締結している既存の広域応援関連協定等がある場合で、その内容が本協定と相違する場合は、当該個別部局の協定を優先する。

3 応援実施方法等

(1) 主たる応援県市の決定

中部 9 県 1 市広域災害時等応援連絡協議会開催県（以下「幹事県」という。）は、実施細則（防災）別表 1 に定める順位に基づき、該当県市と調整の上主たる応援県市を決定し、被災県市へ連絡する。別表 1 の第 3 位の県まで被災するなど、主たる応援県の活動ができない場合は、非被災県市の中から、主たる応援県市を決定する。

なお、幹事県が被災するなど、主たる応援県市の決定行為等が実施できない場合は、次年度の幹事県が主たる応援県市を決定する。次年度の幹事県も被災している場合は、さらに次年度の幹事県が調整を行うものとし、以降は協定第 1 条に規定する県市の順に幹事県となり、調整を行うものとする。ただし、協議会幹事県が名古屋市である場合には、災害時における幹事県の業務を愛知県が行うものとする。

(2) 応援要請

被災県市は、応援要請書（様式 1）により主たる応援県市に F A X で応援要請を行う。

ただし、F A X が使用できない場合は、電話、防災行政無線等により口頭で応援要請を行うものとする。

(3) 応援の受諾

主たる応援県市は、担当部局において当該県市のみで応援可能か否かについて検討を行う。

① 主たる応援県市のみで対応可能な場合

主たる応援県市は、応援受諾内容を応援通知書（様式 3）により被災県市に提示し、現地受入れ先について確認を行う。

② 主たる応援県市のみでは対応不可能な場合

主たる応援県市は、被災県市からの応援要請内容について、各応援県市と調整を行った後、応援計画書（様式 2）により各応援県市へ割り当てを行う。

各応援県市は、主たる応援県市から割り当てられた応援要請内容について、応援の可否を調査し、主たる応援県市へ連絡するものとする。

ア 応援できる場合

（ア） 各応援県市は、直ちに主たる応援県市に応援受諾の連絡を行う。

（イ） 主たる応援県市は、各応援県市の応援受諾内容を応援通知書（様式 3）により被災県市

に提示し、現地受入れ先について確認を行う。

- (ウ) 主たる応援県市は、各応援県市に対して、割り当てを行った応援内容ならびに現地受入れ先について連絡を行う。

イ 応援できない場合

- (ア) 各応援県市は、直ちに主たる応援県市に応援不可の連絡を行う。

- (イ) 主たる応援県市は、各応援県市から応援不可の連絡のあった被災県市からの応援要請内容について、他の県市に対して再度調整を行うものとする。

(4) 応援の実施

主たる応援県市およびその他応援を実施する県市は、原則として各県市単位で物資（派遣職員）を現地受入れ先まで搬送（派遣）するものとする。なお、被災県市は、受入先に受入内容を十分に把握できる誘導員を待機させ、円滑に応援活動ができるように努める。

4 様式

(1) 応援要請等

応援要請・実施の手続き等に要する提出書類については、別表 1 のとおりとし、提出にあたっては、知事（市長）印の押印は省略できるものとする。

(2) 情報交換資料

応援の実施に必要な情報交換資料は、別表 2 のとおりとする。

なお、実施細則(防災)第 10 条第 1 項の第 2 号以下の各号に規定する情報交換資料は、別表 2 をもってこれに代える。

附 則

この実施要領は、平成 24 年 8 月 6 日から施行する。

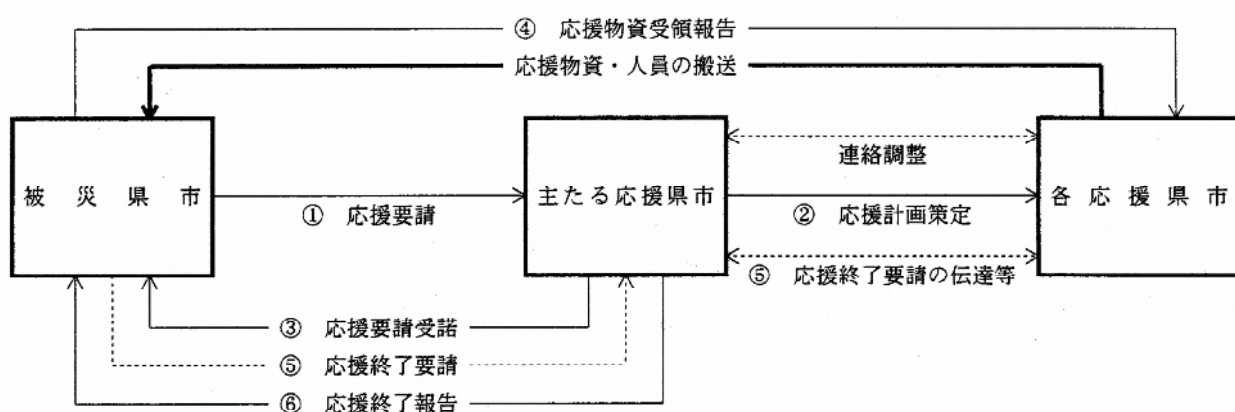
(別表 1)

応援要請・実施の手続き等に要する提出書類一覧表

		① 応 援 要 請	② 応援計画策定	③ 応援要請受諾	④ 応援物資受領	⑤ 応援終了要請	⑥ 応援終了報告
書類作成元		応援要請県知事 (市長)	主たる応援県知事 (市長)	主たる応援県知事 (市長)	応援要請県知事 (市長)	応援要請県知事 (市長)	主たる応援県知事 (市長)
書類提出先		主たる応援県知事 (市長)	各 応 援 県 知 事 (市長)	応援要請県知事 (市長)	各 応 援 県 知 事 (市長)	主たる応援県知事 (市長)	応援要請県知事 (市長)
提出書類		応援要請書(様式1)	応援計画書(様式2) 応援要請書(様式1)の写し	応援通知書(様式3)	応援物資受領書(様式4)	応援終了要請書(様式5)	応援終了報告書(様式6)
添付書類	共通	被害状況(別添様式1)	被害状況(別添様式1)の写し	—	—	—	—
	物資の提供等	応援要請・計画書(別添様式2)	* 被災県市からの応援要請書に添付される左の様式を加筆、修正し使用する。			—	—
	人員の派遣等	応援要請・計画書(別添様式3)	* 被災県市からの応援要請書に添付される左の様式を加筆、修正し使用する。			—	—
	施設の提供等	応援要請・計画書(別添様式4)	* 被災県市からの応援要請書に添付される左の様式を加筆、修正し使用する。			—	—

(別図 1)

中部9県1市における「災害時等の応援に関する協定」に基づく応援手続きの流れ



(* 協定実施細則第10条に規定する情報交換資料の様式)

(別図 2)

中部 9 県 1 市における「災害時等の応援に関する協定」に基づく応援フロー図

